

平成31年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 平成31年3月26日(火) 午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第11号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第12号 学校医の変更について

議案第13号 学校薬剤師の変更について

議案第14号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第15号 南島原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則について

議案第16号 南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則について

議案第17号 南島原市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示について

議案第18号 南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第19号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成31年2月の諸会議並びに諸行事

22日(金) 10:00 平成30年度地区別教育長会(雲仙市)
16:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)

23日(土) 10:00 第18回セミナーヨ現代版画展表彰式(コレジヨホール)

24日(日) 8:30 第28回原城マラソン大会(南有馬小学校)

25日(月) 10:00 議会一般質問(～26日)(有家庁舎)

27日(水) 10:00 議会一般質問・議案質疑・委員会付託・特別委員会設置(有家庁舎)

○平成31年3月の諸会議並びに諸行事

1日(金) 10:00 県立高校卒業式(翔南高校・口加高校・島原高校)

2日(土) 10:00 第21回有馬ひょうたん展開会式及び表彰式(ピロティ文化センター)

4日(月) 10:00 議会予算審査特別委員会(有家庁舎)

16:30 全九州中学生ソフトボール大会及び全国大会出場報告(西有家庁舎)

5日(火) 10:00 アーティスト・イン・レジデンスモニター事業推薦作家就任挨拶(西有家庁舎)

6日(水) 16:30 第23回全国少年少女選抜レスリング選手権大会優勝報告(西有家庁舎)

7日(木) 10:00 議会文教厚生委員会(有家庁舎)

14:00 学校給食会役員会(コレジヨホール)

16:30 河川愛護月間「絵手紙」伝達表彰式(西有家庁舎)

8日(金) 13:30 平成30年度第9回校長会研修会(カムス)

16:30 全九州小学生選抜ソフトボール大会出場報告(西有家庁舎)

9日(土) 10:00 第37回島原半島文化賞授賞式(島原市)

10日(日) 13:30 平成遣欧少年使節報告会(ピロティ文化センター)

- 11日(月) 終日 学校施設整備に係る文部科学省への要望(～12日)(東京都)
13:30 部局長会議(西有家庁舎)
- 13日(水) 10:30 卒業証書授与式(口之津海上技術学校)
- 14日(木) 9:30 中学校卒業証書授与式(市内中学校)
14日(木) 16:30 「新聞」感想文コンクール受賞報告会(西有家庁舎)
- 17日(日) 9:30 第39回北空会空手道大会(南有馬武道館)
- 18日(月) 17:00 第32回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会2019出場
報告会(西有家庁舎)
- 19日(火) 9:30 小学校卒業証書授与式(市内小学校)
- 20日(水) 10:00 議会閉会(有家庁舎)
- 22日(金) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
15:00 平成30年度第4回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有
馬庁舎)
16:00 定期監査結果報告書受領(西有家庁舎)
- 25日(月) 13:30 平成30年度第2回南島原市図書館協議会(南有馬庁舎)
19:30 平成30年度第3回体育協会理事会(南有馬庁舎)

議案第11号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

議案第12号

学校医の変更について

提案理由

学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案する。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

平成31年度 南島原市小学校・中学校・幼稚園学校医名簿

町名	学校名	学校医	院名	院住所	摘要
深江町	深江小学校	城野 健児	しろの医院	南島原市深江町丙540-1	
	小林小学校	布井 清児	布井内科医院	南島原市深江町丙637	
	大野木場小学校	泉川 欣一	泉川病院	南島原市深江町丁2405	
	深江中学校	泉川 卓也	泉川病院	南島原市深江町丁2405	
布津町	布津小学校	明島 淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
	飯野小学校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
	布津中学校	明島 淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
有家町	有家小学校	池田 重成	池田循環器科内科	南島原市有家町山川347-1	
	蒲河小学校	内田 信三	内田医院	南島原市西有家町須川1666-1	
	新切小学校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
	堂崎小学校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
	有家中学校	坂上 和平	坂上整形外科医院	南島原市有家町山川378-1	
西有家町	西有家小学校	永田 進一	永田内科泌尿器科医院	南島原市西有家町須川61-2	
		磯野 潔	いその産婦人科医院	南島原市西有家町須川1792	
		伊崎 祐介	伊崎医院	南島原市西有家町里坊118	
	西有家中学校	石川 和仁	石川内科医院	南島原市西有家町里坊25-1	
		伊崎 祐介	伊崎医院	南島原市西有家町里坊118	
北有馬町	有馬小学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	南島原市北有馬町己760-1	
	北有馬中学校	佐藤 克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
	北有馬幼稚園	佐藤 克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
南有馬町	南有馬小学校	太田 大作	菜の花クリニック	南島原市南有馬町乙1565-1	H31.4.1より
	南有馬中学校	中村 研二	中村医院	南島原市南有馬町乙2274	H31.4.1より
口之津町	口之津小学校	池永 健	口之津病院	南島原市口之津町丁5615	H31.4.1より
	口之津中学校	植木 英祐	植木内科医院	南島原市口之津町甲1642	
加津佐町	加津佐小学校	栗原 公太郎	栗原医院	南島原市加津佐町己3089-1	
	野田小学校	森 礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	
	加津佐中学校	森 礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	

議案第13号

学校薬剤師の変更について

提案理由

学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を変更したいので提案する。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

平成31年度 南島原市小学校・中学校学校薬剤師名簿

町名	学校名	学校薬剤師	薬局名	薬局住所	摘要
深江町	深江小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	小林小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	大野木場小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	深江中学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
布津町	布津小学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	飯野小学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	布津中学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
有家町	有家小学校	吉田 恵美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	蒲河小学校	亀山 貴康	亀山薬局白崎店	南島原市有家町山川351-3	
	新切小学校	亀山 敦子	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
	堂崎小学校	吉田 恵美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	有家中学校	亀山 貴康	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
西有家町	西有家小学校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	
	西有家中学校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	
北有馬町	有馬小学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	北有馬中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	北有馬幼稚園	瀧間 司	藤村薬品(株)島原支店	島原市西八幡町8482-1	H31.4.1より
南有馬町	南有馬小学校	高原 崇	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	H31.4.1より
	南有馬中学校	高原 崇	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	H31.4.1より
口之津町	口之津小学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	口之津中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
加津佐町	加津佐小学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
	野田小学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
	加津佐中学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	

議案第14号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

平成31年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる課」の次に「及び室（以下「課等」という。）」を加え、「これらの課」を「これらの課等」に改め、同項の表中

「

課	班
---	---

」

を

「

課等	班
----	---

」

に、

「

文化財課	文化財班
------	------

」

を

「

文化財課	文化財班
世界遺産推進室	世界遺産推進班

」

に改める。

第3条第1項中「課」を「課等」に改める。

第5条の見出し中「課長」の次に「及び室長」を加え、同条第1項中「課長を」の次に「、室に室長を」を加え、同条第2項中「課長」の次に「及び室長」を加え、「課の事務」を「課等の事務」に改める。

別表第1中

「

課	班	事務分掌
---	---	------

を

課等	班	事務分掌
----	---	------

に、

文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること (史跡原城跡の発掘調査及び保護に関することを除く。) (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
------	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
世界遺産推進室	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新		旧																																	
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）を置き、これらの課等に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>文化財班</td> </tr> <tr> <td>世界遺産推進室</td> <td>世界遺産推進班</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課等の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(課長及び室長)</p> <p>第5条 課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>2 課長及び室長は、教育次長の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>文化財班</td> <td>(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		課等	班	(略)		文化財課	文化財班	世界遺産推進室	世界遺産推進班	課等	班	事務分掌	(略)			文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>文化財班</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(課長)</p> <p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 課長は、教育次長の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>文化財班</td> <td>(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること（<u>史跡原城跡の発掘調査及び保護に関することを除く。</u>）。 (2) 文化財保護審議会に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		課	班	(略)		文化財課	文化財班	課	班	事務分掌	(略)			文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること（ <u>史跡原城跡の発掘調査及び保護に関することを除く。</u> ）。 (2) 文化財保護審議会に関すること。
課等	班																																		
(略)																																			
文化財課	文化財班																																		
世界遺産推進室	世界遺産推進班																																		
課等	班	事務分掌																																	
(略)																																			
文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。																																	
課	班																																		
(略)																																			
文化財課	文化財班																																		
課	班	事務分掌																																	
(略)																																			
文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること（ <u>史跡原城跡の発掘調査及び保護に関することを除く。</u> ）。 (2) 文化財保護審議会に関すること。																																	

新			旧		
		(3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。			(3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
世界遺産推進室	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。			

改正

平成19年 6月27日教育委員会規則第4号
 平成20年 3月25日教育委員会規則第1号
 平成21年 1月26日教育委員会規則第1号
 平成21年 3月25日教育委員会規則第4号
 平成23年 8月24日教育委員会規則第2号
 平成24年 3月26日教育委員会規則第1号
 平成25年 3月26日教育委員会規則第2号
 平成26年 2月28日教育委員会規則第2号
 平成27年 3月27日教育委員会規則第2号
 平成28年 3月28日教育委員会規則第1号
 平成28年12月26日教育委員会規則第23号
 平成29年 3月23日教育委員会規則第2号
 平成30年 3月27日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、南島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）を置き、これらの課等に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

課等	班
教育総務課	総務班、施設管理班
学校教育課	学事班、学校教育班、学校保健班
生涯学習課	生涯学習班
スポーツ振興課	スポーツ振興班
文化財課	文化財班
世界遺産推進室	世界遺産推進班

2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。

(事務分掌)

第3条 課等の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 教育振興班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(教育次長)

第4条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理し、事務局及び教育機関の職員を指揮監督する。

(指導主事)

第4条の2 事務局に指導主事を置く。

2 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。

(課長及び室長)

第5条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、教育次長の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

第6条 前3条に定める職員のほか、事務局に必要な職員を置く。

2 前項の職員の職名及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、南島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、施設又は機関に置く職員については、別に定める。

(その他)

第7条 教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年6月27日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成21年1月26日から施行する。

附 則(平成21年3月25日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成23年8月24日から施行する。

附 則(平成24年3月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日教育委員会規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年12月26日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月23日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課等	班	事務分掌
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関する こと。 (4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。 (5) 文書の收受及び発送に関すること。 (6) 公印の保管に関すること。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (8) 奨学資金に関すること。 (9) 局内事務の総合調整に関すること。 (10) 市長部局等との連絡調整に関すること。 (11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。 (12) 事務事業の推進管理に関すること。 (13) 経理関係の調査及び統計に関すること。 (14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他 の人事に関すること。

		<p>(15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>(16) 臨時的任用職員等の雇用及び賃金の支払に関すること。</p> <p>(17) 労働安全衛生管理に関すること。</p> <p>(18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</p> <p>(19) 教育振興基本計画に関すること。</p> <p>(20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。</p> <p>(22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。</p> <p>(23) 備品購入に関すること。</p> <p>(24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 検収事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さないこと。</p>
	施設管理班	<p>(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他体育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(5) 工事その他契約に関すること。</p>
学校教育課	学事班	<p>(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 教科書の無償給与事務に関する事。 (6) 教材用備品に関する事。 (7) スクールバス及び通学補助に関する事。 (8) 就園奨励費補助に関する事。 (9) 児童生徒の就学援助に関する事。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関する事。 (11) 学校事務の共同実施に関する事。
	<p>学校教育班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関する事。 (2) 幼稚園に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教材教具の整理に関する事。 (5) 学校統計に関する事。 (6) 児童生徒の地域間交流に関する事。 (7) 外国語指導助手及び英語指導助手に関する事。 (8) 学校評議員に関する事。 (9) 教育支援に関する事。 (10) 就学時健康診断に関する事。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関する事。 (12) 教職員の休暇、旅行に関する事。 (13) 教職員の福利厚生に関する事。 (14) 教職員の職員団体にに関する事。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関する事。 (16) 校長会及び教頭会等に関する事。 (17) 教職員の研修に関する事。

		<p>(18) 幼稚園及び学校の行事等に関すること。</p> <p>(19) 遠足、見学及び修学旅行に関すること。</p> <p>(20) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関すること。</p> <p>(21) 人権教育に関すること。</p>
	学校保健班	<p>(1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(5) 結核対策に関すること。</p> <p>(6) 学校給食に関すること。</p> <p>(7) 園児及び児童生徒の安全に関すること。</p> <p>(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(9) 学校体育に関すること。</p>
生涯学習課	生涯学習班	<p>(1) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設の運営に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(5) 社会教育指導員に関すること。</p> <p>(6) 成人教育に関すること。</p> <p>(7) 人権及び同和教育に関すること。</p> <p>(8) 市立図書館に関すること。</p> <p>(9) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。</p> <p>(10) 市民芸術文化活動の推進に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (11) 文化団体の育成及び支援に関すること。 (12) 公民館講座の企画調整に関すること。 (13) 公民館に関すること。 (14) 公民館運営審議会に関すること。 (15) 自治公民館の支援に関すること。 (16) 児童青少年教育に関すること。 (17) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。 (18) 児童青少年関係機関との連絡調整に関すること。 (19) ユネスコ活動に関すること。 (20) その他生涯学習に関すること。
スポーツ振興課	スポーツ振興班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育の推進に関すること。 (2) 社会体育の企画、調査及び連絡調整に関すること。 (3) スポーツ推進委員に関すること。 (4) 学校体育施設の開放に関すること。 (5) 社会体育団体の育成及び支援に関すること。 (6) 体力づくりの推進及び実施に関すること。 (7) 社会体育施設の運営に関すること。 (8) 社会体育施設の使用等に関すること。 (9) その他社会体育に関すること。
文化財課	文化財班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
世界遺産推進室	世界遺産推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世界遺産の推進に関すること。

別表第2 (第3条関係)

教育振興班の事務分掌

- (1) 奨学資金に関すること。
- (2) 学校教育施設の維持管理に関すること。
- (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。
- (4) 児童生徒の就学援助に関すること。
- (5) 幼稚園及び市立小・中学校に関すること。
- (6) 生涯学習の推進に関すること。
- (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関すること。
- (8) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。
- (9) 公民館講座に関すること。
- (10) 公民館に関すること。
- (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。
- (12) 市民芸術文化活動の推進に関すること。
- (13) 文化団体の育成に関すること。
- (14) 社会体育の推進に関すること。
- (15) 学校体育施設の開放に関すること。
- (16) 体力づくりの推進及び実施に関すること。
- (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関すること。
- (18) 社会体育施設の使用等に関すること。
- (19) その他体育施設に関すること。
- (20) 文化財に関すること。

議案第15号

南島原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則について

提案理由

平成31年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。
このことにより、「史跡原城跡の発掘調査及び保護に関すること。」を補助執行させる必要がなくなるため、規則を廃止するもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則

南島原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年南島原市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

廃止

南島原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成29年3月23日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務(南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(平成18年南島原市教育委員会規則第6号)第2条の規定により教育長に委任された事務を含む。)の一部を、市長の補助機関である職員に補助執行させることに
関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に定める職員に補助執行させるものとする。

教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員
史跡原城跡の発掘調査及び保護に関すること。	企画振興部長及び企画振興部世界遺産推進室の職員

(職務)

第3条 企画振興部長及び企画振興部世界遺産推進室長(以下「監督者」という。)は、教育委員会の命を受け、その事務を処理し関係職員を指揮監督する。

(職務代理)

第4条 監督者に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(補助執行する事務に係る決裁)

第5条 監督者は、次に掲げる事項を除き、第2条の規定により補助執行する事務について専決することができる。

(1) 補助執行する事務に係る教育委員会規則の制定改廃に関すること。

(2) 補助執行する事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する附属機関等の委員の委嘱又は任命に関すること。

(3) 文化財の保護に関すること。

(指示)

第6条 前条の規定にかかわらず、監督者は、補助執行する事務が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

(2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。

(3) 重大な疑義若しくは紛議があるとき又は処理の結果重大な紛争が発生するおそれがあると認められるとき。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が市長と協議して定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則
について

提案理由

多子世帯の経済的負担の軽減を目的としたすこやか子育て幼稚園支援事業（保育料の軽減）を拡充するため、所要の改正を行うもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則（平成28年南島原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「減額又は」及び「（以下「減免」という。）」を削る。

第3条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第1項中「減額」を「免除」に改め、「（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）」を削り、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第1項中「減額する」を「免除する」に、「前条第1項」を「前条」に改め、「第2子」の次に「以降」を加え、「の半額」を削り、同条第2項を削る。

第5条第1項中「減免を」を「免除を」に、「保育料減免申請書」を「保育料免除申請書」に改め、同条第2項中「減免する」を「免除する」に、「保育料減免決定通知書」を「保育料免除決定通知書」に、「減免しない」を「免除しない」に、「保育料減免申請却下通知書」を「保育料免除申請却下通知書」に改める。

第6条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「減免する」を「免除する」に改める。

第7条の見出し中「減免資格」を「免除資格」に改め、同条中「減免の」を「免除の」に、「減免決定者」を「免除決定者」に、「第3条第1項又は同条第2項各号に掲げる」を「第3条に規定する」に改める。

第8条中「減免決定者」を「免除決定者」に、「保育料減免変更申請書」を「保育料免除変更申請書」に改める。

第9条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第1項中「減免資格」を「免除資格」に、「減免決定」を「免除決定」に改め、同条第2項中「減免額等」を「免除額等」に、「保育料減免変更決定通知書」を「保育料免除変更決定通知書」に、「減免決定者」を「免除決定者」に改める。

第10条中「減免決定者が」を「免除決定者が」に、「減免を」を「免除を」に、「当該減免決定者」を「当該免除決定者」に、「減免した」を「免除した」に改める。

様式第1号から様式第5号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除申請書

申請者 住所

氏名

㊞

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第1項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
備考				免除額合計		円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

保育料免除決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- 1 この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 2 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

保育料免除申請却下通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり免除しないことに決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	免除しない理由

備考

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除変更申請書

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付で保育料の免除の決定通知を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第8条の規定により申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
変更理由				免除額合計		円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

保育料免除変更決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第9条の規定により、保育料の免除について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- 1 この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 2 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりに寄与するため、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、第2子以降の園児の保育料を免除する南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業を行うものとし、その実施については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(免除の対象者)</p> <p>第3条 保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、児童を2人以上扶養している者で、当該児童のうち第2子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているものとする。</p> <p>(免除の対象額)</p> <p>第4条 免除する保育料は、前条の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第2子以降の児童に係る条例第3条に規定する保育料とする。</p> <p>(申請及び決定通知)</p> <p>第5条 この規則による保育料の免除を受けようとする者は、<u>保育料免除申請書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、保育</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりに寄与するため、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、第2子以降の園児の保育料を<u>減額又は免除</u>（以下「<u>減免</u>」という。）する南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業を行うものとし、その実施については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(減免の対象者)</p> <p>第3条 保育料の<u>減額</u>の適用を受けることができる保護者は、児童（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を2人以上扶養している者で、当該児童のうち第2子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているものとする。</p> <p>2 <u>保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>2人の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）に同時に教育・保育施設を利用させている者</u></p> <p>(2) <u>児童（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を3人以上扶養している者で、当該児童のうち第3子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているもの</u></p> <p>(減免の対象額)</p> <p>第4条 <u>減額する保育料は、前条第1項の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第2子の児童に係る条例第3条に規定する保育料の半額とする。</u></p> <p>2 <u>免除する保育料は、前条第2項の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第2子の児童又は第3子以降の児童に係る条例第3条に規定する保育料の全額とする。</u></p> <p>(申請及び決定通知)</p> <p>第5条 この規則による保育料の<u>減免</u>を受けようとする者は、<u>保育料減免申請書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、保育</p>

新	旧
<p>料を<u>免除</u>すると決定したときは<u>保育料免除決定通知書</u>（様式第2号）により、<u>免除しない</u>と決定したときは<u>保育料免除申請却下通知書</u>（様式第3号）によりそれぞれ通知する。</p> <p>（<u>免除の期間</u>）</p> <p>第6条 <u>免除</u>する期間は、決定のあった日の属する年度の幼稚園を利用している期間とする。</p> <p>（<u>免除資格の喪失</u>）</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により保育料の<u>免除</u>の決定を受けた者（以下「<u>免除決定者</u>」という。）が、<u>第3条に規定する要件に該当しなくなったときは</u>、その資格を失う。</p> <p>（<u>変更の申請</u>）</p> <p>第8条 <u>免除決定者</u>は、その資格を喪失したとき及び対象児童が増減したときは、<u>保育料免除変更申請書</u>（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（<u>免除の是正措置</u>）</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による変更の申請がない場合であっても公簿等によって<u>免除資格の変更又は喪失を確認したときは</u>、その<u>免除決定</u>を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>2 前条又は前項の規定により<u>免除額等</u>を変更するときは、<u>保育料免除変更決定通知書</u>（様式第5号）により、<u>免除決定者</u>に通知しなければならない。</p> <p>（<u>不正利得の返還</u>）</p> <p>第10条 市長は、<u>免除決定者が虚偽その他不正の手段により保育料の免除を受けたときは</u>、当該決定を取り消すとともに、<u>当該免除決定者</u>に対し書面によりその旨通知し、その者から既に<u>免除した額</u>に相当する金額の全部を返還させるものとする。</p>	<p>料を<u>減免</u>すると決定したときは<u>保育料減免決定通知書</u>（様式第2号）により、<u>減免しない</u>と決定したときは<u>保育料減免申請却下通知書</u>（様式第3号）によりそれぞれ通知する。</p> <p>（<u>減免の期間</u>）</p> <p>第6条 <u>減免</u>する期間は、決定のあった日の属する年度の幼稚園を利用している期間とする。</p> <p>（<u>減免資格の喪失</u>）</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により保育料の<u>減免</u>の決定を受けた者（以下「<u>減免決定者</u>」という。）が、<u>第3条第1項又は同条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは</u>、その資格を失う。</p> <p>（<u>変更の申請</u>）</p> <p>第8条 <u>減免決定者</u>は、その資格を喪失したとき及び対象児童が増減したときは、<u>保育料減免変更申請書</u>（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（<u>減免の是正措置</u>）</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による変更の申請がない場合であっても公簿等によって<u>減免資格の変更又は喪失を確認したときは</u>、その<u>減免決定</u>を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>2 前条又は前項の規定により<u>減免額等</u>を変更するときは、<u>保育料減免変更決定通知書</u>（様式第5号）により、<u>減免決定者</u>に通知しなければならない。</p> <p>（<u>不正利得の返還</u>）</p> <p>第10条 市長は、<u>減免決定者が虚偽その他不正の手段により保育料の減免を受けたときは</u>、当該決定を取り消すとともに、<u>当該減免決定者</u>に対し書面によりその旨通知し、その者から既に<u>減免した額</u>に相当する金額の全部を返還させるものとする。</p>

新

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除申請書

申請者 住所
氏名

印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第1項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
備考					免除額合計	円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

旧

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料減免申請書

申請者 住所
氏名

印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第1項の規定により、保育料の減免について、下記のとおり申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	減免月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
備考					減免額合計	円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で満10歳未満(小学校4年生以下)の対象児童を記入してください。

新

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

保育料免除決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

旧

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

保育料減免決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	減免月額	減免対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 減額又は免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

新

様式第3号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

保育料免除申請却下通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり免除しないことに決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	免除しない理由

備考

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

旧

様式第3号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

保育料減免申請却下通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、利用者負担額の減免について、下記のとおり減免しないことに決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	減免しない理由

備考

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

新

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除変更申請書

申請者 住所
氏名

年 月 日付で保育料の免除の決定通知を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第8条の規定により申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
変更理由					免除額合計	円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

旧

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料減免変更申請書

申請者 住所
氏名

年 月 日付で利用者負担額の減免の決定通知を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第8条の規定により申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	減免月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
変更理由					減免額合計	円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で満10歳未満(小学校4年生以下)の対象児童を記入してください。

新

様式第5号 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

保育料免除変更決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第9条の規定により、保育料の免除について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

旧

様式第5号 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

保育料減免変更決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第9条の規定により、保育料の減免について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	減免月額	減免対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 減額又は免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(趣旨)

第1条 市は、市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりに寄与するため、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、第2子以降の園児の保育料を免除する南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業を行うものとし、その実施については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者であつて、現に幼稚園に在園しているものをいう。
- (2) 保護者 園児と同一の世帯に属し、生計を一にする父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）で、保育料を納入する義務を負っているものをいう。
- (3) 教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する施設をいう。

(免除の対象者)

第3条 保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、児童を2人以上扶養している者で、当該児童のうち第2子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているものとする。

(免除の対象額)

第4条 免除する保育料は、前条の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第2子以降の児童に係る条例第3条に規定する保育料とする。

(申請及び決定通知)

第5条 この規則による保育料の免除を受けようとする者は、保育料免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、保育料を免除すると決定したときは保育料免除決定通知書（様式第2号）により、免除しないと決定したときは保育料免除申請却下通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(免除の期間)

第6条 免除する期間は、決定のあつた日の属する年度の幼稚園を利用している期間とする。

(免除資格の喪失)

第7条 第5条第2項の規定により保育料の免除の決定を受けた者（以下「免除決定者」という。）が、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、その資格を失う。

(変更の申請)

第8条 免除決定者は、その資格を喪失したとき及び対象児童が増減したときは、保育料免除変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(免除の是正措置)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請がない場合であつても公簿等によって免除資格の変更又は喪失を確認したときは、その免除決定を変更し、又は取り消すことができる。

2 前条又は前項の規定により免除額等を変更するときは、保育料免除変更決定通知書（様式

第5号)により、免除決定者に通知しなければならない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、免除決定者が虚偽その他不正の手段により保育料の免除を受けたときは、当該決定を取り消すとともに、当該免除決定者に対し書面によりその旨通知し、その者から既に免除した額に相当する金額の全部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日規則第39号)

この規則は、平成28年9月1日から施行し、改正後の南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除申請書

申請者 住所
氏名

㊞

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第1項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
備考				免除額合計		円

(注意)

- 1 太枠の申は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

第 号
年 月 日

様

保育料免除決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- 1 この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 2 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

様

保育料免除申請却下通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第5条第2項の規定により、保育料の免除について、下記のとおり免除しないことに決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	免除しない理由

備考

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

南島原市長 様

保育料免除変更申請書

申請者 住所
氏名

㊞

年 月 日付で保育料の免除の決定通知を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第8条の規定により申請します。

記

対象児童						
区分	児童氏名	生年月日	年齢	該当	保育料月額	免除月額
第1子		年 月 日			円	円
第2子		年 月 日			円	円
第3子		年 月 日			円	円
第4子		年 月 日			円	円
第5子		年 月 日			円	円
第6子		年 月 日			円	円
変更理由				免除額合計		円

(注意)

- 1 太枠の中は記入しないでください。
- 2 対象児童の欄には、申請する年度の4月1日現在で養育している児童を全て記入してください。

様

保育料免除変更決定通知書

南島原市長 印

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則第9条の規定により、保育料の免除について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

児童氏名	年齢	区分	保育料月額	免除月額	免除対象期間
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月
				円	年 月 ~ 年 月

備考

- 1 この決定は、南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則によるものであり、同規則の要件に該当しなくなった場合は、決定を変更又は取り消すことがあります。
- 2 免除の要件を欠くことになったとき及び児童の増減などがあつたときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に南島原市長に対して審査請求をすることができます。

議案第 17 号

南島原市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示について

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編及び平成 29 年 4 月 1 日に機構組織の改編があった長崎県島原振興局の組織変更に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 31 年 3 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示

南島原市通学路安全推進会議設置要綱（平成26年南島原市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「道路都市計画課」を「道路第一課」に改め、同項第4号中「総務課」を「防災課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する教育委員会告示新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、次に掲げる組織の代表をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 長崎県島原振興局道路第一課</p> <p>(4) 南島原市総務部防災課</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、次に掲げる組織の代表をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 長崎県島原振興局道路都市計画課</p> <p>(4) 南島原市総務部総務課</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

南島原市通学路安全推進会議設置要綱

平成26年11月25日教育委員会告示第15号

(設置)

第1条 南島原市立小中学校の児童及び生徒の安全かつ安心な通学を確保するため、南島原市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の安全確保のため、危険箇所の点検及び解消に向けた協議を行うこと。
- (2) 南島原市通学路交通安全プログラムの策定及び見直しを行うこと。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる組織の代表をもって組織する。

- (1) 国土交通省長崎河川国道事務所小浜維持出張所
 - (2) 南島原警察署交通課
 - (3) 長崎県島原振興局道路第一課
 - (4) 南島原市総務部防災課
 - (5) 南島原市農林水産部農村整備課
 - (6) 南島原市建設部建設課
 - (7) 南島原市建設部管理課
 - (8) 南島原市教育委員会学校教育課
- 2 推進会議に、会長を置き、学校教育課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会議の構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

議案第18号

南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

提案理由

平成31年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱（平成20年南島原市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市世界遺産推進本部設置要綱

第1条中「世界遺産登録推進を」を「世界遺産推進を」に、「登録推進に」を「推進に」に、「南島原市世界遺産登録推進本部」を「南島原市世界遺産推進本部」に改める。

第2条第1号中「世界遺産への登録推進」を「世界遺産推進」に改める。

第3条第4項中「企画振興部長」を「地域振興部長」に改める。

第6条第1項及び第9条第1項中「登録推進」を「世界遺産推進」に改める。

第12条第1項中「企画振興部世界遺産推進室」を「教育委員会事務局世界遺産推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>南島原市世界遺産推進本部設置要綱</u></p> <p>(設置) 第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の<u>世界遺産推進</u>を目的として、関係部局の相互の緊密な連携の確保及び<u>推進</u>に係る事業の円滑かつ効果的な運用を図るために、<u>南島原市世界遺産推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 推進本部は、前条の目的のために、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の<u>世界遺産推進</u>のための各部局間の調整に関すること。 (2) (略)</p> <p>(組織) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 本部員は、総務部長、<u>地域振興部長</u>、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育次長及び農業委員会事務局長をもって充てる。</p> <p>(幹事会) 第6条 <u>世界遺産推進</u>に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、<u>推進本部</u>に幹事会を置く。 2～5 (略)</p> <p>(部会) 第9条 幹事会は、必要に応じて、<u>世界遺産推進</u>に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、部会を置く。 2～5 (略)</p> <p>(庶務)</p>	<p style="text-align: center;"><u>南島原市世界遺産登録推進本部設置要綱</u></p> <p>(設置) 第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の<u>世界遺産登録推進</u>を目的として、関係部局の相互の緊密な連携の確保及び<u>登録推進</u>に係る事業の円滑かつ効果的な運用を図るために、<u>南島原市世界遺産登録推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 推進本部は、前条の目的のために、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の<u>世界遺産への登録推進</u>のための各部局間の調整に関すること。 (2) (略)</p> <p>(組織) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 本部員は、総務部長、<u>企画振興部長</u>、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育次長及び農業委員会事務局長をもって充てる。</p> <p>(幹事会) 第6条 <u>登録推進</u>に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、<u>推進本部</u>に幹事会を置く。 2～5 (略)</p> <p>(部会) 第9条 幹事会は、必要に応じて、<u>登録推進</u>に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、部会を置く。 2～5 (略)</p> <p>(庶務)</p>

新	旧
<p>第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、<u>教育委員会事務局世界遺産推進室</u>において処理する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、<u>企画振興部世界遺産推進室</u>において処理する。</p> <p>2 (略)</p>

改正

平成25年4月1日訓令第7号
平成27年4月1日訓令第4号
平成27年7月30日訓令第19号
平成29年2月14日訓令第1号
平成29年6月30日訓令第11号

(設置)

第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産推進を目的として、関係部局の相互の緊密な連携の確保及び推進に係る事業の円滑かつ効果的な運用を図るために、南島原市世界遺産推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産推進のための各部局間の調整に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部長、地域振興部長、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育次長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 世界遺産推進に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、本部長が指名する。
- 4 幹事は、幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会を代表する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会の報告)

第8条 幹事会で協議した事項は、必要に応じて推進本部に報告するものとする。

(部会)

第9条 幹事会は、必要に応じて、世界遺産推進に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、幹事長が指名する。
- 4 部会員は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会を代表する。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の報告)

第11条 部会で協議した事項は、必要に応じて幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会事務局世界遺産推進室において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長の属する所属において処理する。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月4日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月30日訓令第19号)

この訓令は、平成27年7月30日から施行する。

附 則 (平成29年2月14日訓令第1号)

この訓令は、平成29年2月14日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日訓令第11号)

この訓令は、平成29年6月30日から施行する。

議案第 19 号

南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 7 項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求める。

平成 31 年 3 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【退職者】

(平成31年3月31日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
定年退職	泉 淳一郎	教育委員会事務局スポーツ振興課長
長崎県教育委員会	本多 洋二	教育委員会事務局学校教育課学校教育班教育参事監兼指導主事
長崎県対馬市立佐須奈中学校教頭	松島 由幸	教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
再任用退職	吉田 稔	教育委員会事務局生涯学習課教育振興班主事(再任用)

【市長部局への出向者】

(平成31年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
建設部管理課長	山崎 康德	教育委員会事務局教育総務課長
地域振興部観光振興課付課長 島原半島ジオパーク推進連絡協議会事務局事務従事	中村 隆敏	教育委員会事務局学校教育課学校保健班参事
総務部南有馬支所市民窓口班参事	塩土 敬治	教育委員会事務局学校教育課学事班参事
総務部財政課副参事	小谷 和也	教育委員会事務局生涯学習課副参事
会計課主査	丸山 浩一郎	教育委員会事務局教育総務課主査
総務部人事課付主事補 長崎県後期高齢者医療広域連合派遣	細波 雄太	教育委員会事務局生涯学習課主事補

【新規採用】

(平成31年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課学校教育班教育参事監兼指導主事	本村 英治	長崎県壱岐市立芦辺小学校校長
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	宮崎 秀二	長崎県南島原市立西有家中学校教諭
教育委員会事務局教育総務課主事補	草野 葵	
教育委員会事務局文化財課主事補(学芸員)	中山 和子	

【市長部局等から教育委員会への転入者】

(平成31年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局教育総務課長	栗田 一政	総務部行革推進室長
教育委員会事務局スポーツ振興課長	岡野 俊作	企画振興部商工観光課付課長 一般社団法人島原半島観光連盟事務局事務従事
教育委員会事務局学校教育課学事班参事	柴田 祐佳	総務部総務課副参事
教育委員会事務局学校教育課学校保健班参事	松本 誠也	農業委員会事務局参事
教育委員会事務局文化財課文化財班参事	鬼塚 俊範	市民生活部衛生局第一課総務管理班参事
教育委員会事務局生涯学習課副参事	梶原 知治	総務部財政課副参事
教育委員会事務局生涯学習課副参事	鳥瀬 美智	議会事務局副参事
教育委員会事務局文化財課副参事(学芸員)	伊藤 健司	企画振興部世界遺産推進室副参事(学芸員)
教育委員会事務局世界遺産推進室世界遺産推進班副参事	岩永 正貴	企画振興部世界遺産推進室副参事
教育委員会事務局世界遺産推進室副参事	伊藤 哲朗	企画振興部世界遺産推進室副参事
教育委員会事務局教育総務課主査	吉田 修一	福祉保健部保護課主査

【配置換又は昇格に伴う職員】

(平成31年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局世界遺産推進室長	末永 透	教育委員会事務局文化財課文化財班参事

【再任用職員】

(平成31年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局生涯学習課主事	渡部 博	

【兼任又は併任発令】

(平成31年4月1日付)

兼任又は併任内容	氏 名	所 属
公民館主事	渡部 博	教育委員会事務局生涯学習課教育振興班主事

平成31年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 平成31年3月26日(火) 午後2時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

追加議事日程

- 第1 議案第20号 南島原市立小学校適正規模・適正配置化実行委員会設置要綱を廃止する訓令について
- 議案第21号 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会設置要綱を廃止する告示について
- 議案第22号 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱を廃止する告示について

議案第20号

南島原市立小学校適正規模・適正配置化実行委員会設置要綱を廃止する
訓令について

提案理由

平成24年8月9日に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」により、ブロック別の統合、併合が2020年度末の有家ブロックを最後に完了するため、廃止を行うもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小学校適正規模・適正配置化実行委員会設置要綱を廃止する訓令
南島原市立小学校適正規模・適正配置化実行委員会設置要綱（平成22年南島原市訓令第22号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 南島原市立小学校の適正規模・適正配置の推進を目的として、南島原市立小学校適正規模適正配置事業基本方針を踏まえ、学校統合を円滑かつ効果的に推進するため、南島原市立小学校適正規模・適正配置化実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小学校適正規模・適正配置化実行計画の策定とその推進に関すること。
- (2) 学校統合に関する関係機関等との調整に関すること。
- (3) その他学校統合に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(実行委員会の会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 実行委員会は、必要があると認めるときは、実行委員会の会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 学校統合事業の推進管理及び総合調整を円滑に進めるために、実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから委員長が指名する。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会を代表する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(幹事会の報告)

第8条 幹事会で協議した事項は、必要に応じて実行委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 実行委員会及び幹事会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名
総務部長 企画振興部長 建設部長 教育次長

別表第2 (第6条関係)

職名
教育次長 総務課長 行革推進室長 財政課長 企画振興課長 商工観光課長 建設課長 管理課長 都市計画課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

議案第 21 号

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会設置要綱を廃止する告示について

提案理由

平成 24 年 8 月 9 日に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」により、ブロック別の統合、併合が 2020 年度末の有家ブロックを最後に完了するため、廃止を行うもの。

平成 31 年 3 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会設置要綱を廃止する告示
南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会設置要綱（平成20年南島原市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会設置要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 南島原市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向等を基に、南島原市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置を調査検討するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調査検討委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査検討委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校関係者 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、調査検討委員会が報告等を教育委員会に答申した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、調査検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 調査検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 調査検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査検討委員会の会議の結果は、その必要に応じて文書をもって教育委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 調査検討委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 調査検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、調査検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が調査検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年9月26日から施行する。

議案第22号

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱を廃止する告示について

提案理由

平成24年8月9日に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」により、ブロック別の統合、併合が2020年度末の有家ブロックを最後に完了するため、廃止を行うもの。

平成31年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱を廃止する告示
南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱（平成21年南島原市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱

平成21年4月22日教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置調査検討委員会の答申をもとに、児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向等に鑑み、本市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置を推進するための計画を策定するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
(所掌事項)

第2条 推進委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校の適正規模・適正配置化に係る指針に関すること。
- (2) 学校の適正規模・適正配置化に係る運営組織に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 学校関係者 4人以内
- (3) 学校教育に係る有識者 5人以内
- (4) 市職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の諮問に対し、教育委員会に答申した日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会の会議の結果は、その必要に応じて文書をもって教育委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月22日から施行する。